



# 熊本県公報

第12956号  
令和2年(2020年)  
9月1日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… ( " ) 1
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止…………… ( " ) 3
- 令和2年9月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 3
- 予算の専決処分…………… ( " ) 3
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10

**公 告**

- 令和2年度(2020年度)後期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 10
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 13
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( " ) 13
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( " ) 13
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( " ) 13
- 保安林内の皆伐限度面積の公表…………… (森林保全課) 13
- 指定管理者の募集(熊本県環境センター)…………… (環境立県推進課) 14

**登 載 依 頼**

- 令和2年度(2020年度)熊本県文化財保護審議会の開催…………… (文化課) 16

## 告 示

### 熊本県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)9月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 2000番1地先から 同所 1999番1地先まで	58.0	広域連携 交付金

#### 2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)9月1日

### 熊本県告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)9月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町教良木字持田 5104番地先から 上天草市松島町教良木字トトロ 5147番1地先まで	144.1	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)9月2日

**熊本県告示第678号**

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和2年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項  
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示694号)の  
一部を次のように改正する。

第1条中「及び新型コロナウイルス対策農業経営安定資金金融通措置要項第2に規定する  
新型コロナウイルス対策農業経営安定資金」を「、新型コロナウイルス対策農業経営安定  
資金金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策農業経営安定資金及び令和2年  
7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業  
資金」に改める。

第9条第2項中「及び新型コロナウイルス対策農業経営安定資金金融通措置要項」を「、  
新型コロナウイルス対策農業経営安定資金金融通措置要項及び令和2年7月豪雨被害対策農  
業資金金融通措置要項」に改める。

別表第1を次のように改める。  
別表第1 (第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
2 平成28年熊本地震被害対策資金	平成28年熊本地震被害対策農業資金金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
4 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金	熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金金融通措置要項別表2のA欄に定める率
5 平成29年台風被害対策資金	平成29年台風被害対策農業資金金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
6 新型コロナウイルス対策経営安定資金	新型コロナウイルス対策農業経営安定資金金融通措置要項別表1の市町村利子補給等率の欄に定める率
7 令和2年7月豪雨被害対策農業資金	令和2年7月豪雨被害対策農業資金金融通措置要項別表の市町村利子補給等率の欄に定める率

附 則

この要項は、令和2年8月18日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和元年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

**熊本県告示第679号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

田代西部福祉センター生活介護事業所 上益城郡御船町田代1842番地4	社会福祉法人御陽会 上益城郡山都町神ノ前字免ノ原242番地15 武元 典雅	生活介護	令和2年(2020年)9月1日
---------------------------------------	---	------	-----------------

**熊本県告示第680号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
多機能型事業所いちか 上益城郡御船町大字田代1842番地4	社会福祉法人御陽会 上益城郡山都町神ノ前字免ノ原242番地15 武元 典雅	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	令和2年(2020年)8月31日

**熊本県告示第681号**

令和2年(2020年)9月11日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第682号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年(2020年)8月21日付けで専決した令和2年度(2020年度)熊本県一般会計補正予算(第9号)の要領は、次のとおりである。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**専第 16 号**

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,741,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 972,745,506千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	<b>2,083,407</b>	<b>410,686</b>	<b>2,494,093</b>
	1 負担金	1,794,206	410,686	2,204,892
2	国庫支出金	<b>166,611,532</b>	<b>65,649,646</b>	<b>232,261,178</b>
	1 国庫負担金	55,380,941	13,309,962	68,690,903
	2 国庫補助金	108,870,556	52,319,684	161,190,240
	3 国庫委託金	2,360,035	20,000	2,380,035
3	繰入金	<b>35,361,166</b>	<b>1,177,484</b>	<b>36,538,650</b>
	1 基金繰入金	34,925,262	1,177,484	36,102,746
4	諸収入	<b>112,729,454</b>	<b>1,560</b>	<b>112,731,014</b>
	1 雑入	8,366,114	1,560	8,367,674
5	県債	<b>69,889,000</b>	<b>24,502,000</b>	<b>94,391,000</b>
	1 県債	69,889,000	24,502,000	94,391,000
歳入合計		<b>881,004,130</b>	<b>91,741,376</b>	<b>972,745,506</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>40,740,729</b>	<b>65,868</b>	<b>40,806,597</b>
	1 企 画 費	8,212,821	61,352	8,274,173
	2 防 災 費	1,157,535	4,516	1,162,051
2 民 生 費		<b>139,737,085</b>	<b>605,801</b>	<b>140,342,886</b>
	1 社会福祉費	72,475,892	162,500	72,638,392
	2 災害救助費	22,734,288	443,301	23,177,589
3 衛 生 費		<b>71,163,337</b>	<b>3,460</b>	<b>71,166,797</b>
	1 公衆衛生費	55,382,865	3,460	55,386,325
4 農 水 産 業 林 費		<b>49,944,046</b>	<b>14,957,588</b>	<b>64,901,634</b>
	1 農 業 費	20,091,322	3,699,244	23,790,566
	2 林 業 費	9,836,200	11,258,344	21,094,544
5 商 工 費		<b>118,512,540</b>	<b>441,247</b>	<b>118,953,787</b>
	1 商 業 費	109,279,800	30,179	109,309,979
	2 観 光 費	2,901,796	411,068	3,312,864

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 土木費		<b>59,806,091</b>	<b>10,112,022</b>	<b>69,918,113</b>
	1 河川海岸費	19,635,185	10,112,022	29,747,207
7 警察費		<b>39,765,766</b>	<b>16,921</b>	<b>39,782,687</b>
	1 警察管理費	35,855,162	12,529	35,867,691
	2 警察活動費	3,910,604	4,392	3,914,996
8 教育費		<b>143,514,700</b>	<b>62,686</b>	<b>143,577,386</b>
	1 教育総務費	33,392,794	58,607	33,451,401
	2 社会教育費	3,203,332	4,079	3,207,411
9 災害復旧費		<b>18,456,005</b>	<b>65,475,783</b>	<b>83,931,788</b>
	1 民生災害復旧費	94,188	2,325,195	2,419,383
	2 農林水産業災害復旧費	3,968,447	19,841,830	23,810,277
	3 商工災害復旧費	516,431	24,123,486	24,639,917
	4 土木災害復旧費	9,006,383	19,071,351	28,077,734
	5 警察災害復旧費		108,594	108,594
	6 教育災害復旧費	2,963,252	5,327	2,968,579

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	出	881,004,130	91,741,376	972,745,506
	合 計			

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
駐在所仮設事務所賃借	令和3年度	千円 1,375

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福祉施設 現年発生国庫費 補助事業費	千円 622,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
林道災害 現年発生国庫費 補助事業費	9,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
商工業施設 現年発生国庫費 補助事業費	8,000,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
福祉施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	1,000			
農業施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	400,000			
林業施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	66,000			
観光施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	10,000			
警察施設 現年発生単県費 災害復旧事業費	44,000			
計	9,152,000			



2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 1,185,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 4,356,000			
砂防国庫補助事業費	3,490,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	6,191,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	13,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	271,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	434,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,367,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	7,135,000			(補正前に同じ)
老人福祉施設整備事業費	134,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	174,000			
単県治山事業費	53,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	814,000			
単県河川整備事業費	4,357,000	工事その他	当該見直 し後の利	る。	6,235,000			
単県砂防整備事業費	1,288,000	の都合により、 一部又は全部	率)		1,356,000			
林道現年発生単県災害復旧事業費	4,000	を翌年度以降 に繰り下げて			49,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,462,000	借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,690,000			
計	13,355,000				28,705,000			

熊本県告示第683号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	熊本有明海

2 申請期間

令和2年（2020年）9月1日から令和2年（2020年）9月9日まで

熊本県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）9月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町大字中字前田 115番地先から 下益城郡美里町大字中字丸山 1162番地先まで	120.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）9月1日

公 告

熊本県公告第523号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和2年度（2020年度）後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとする。

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具機械加工作業）、石材施工（石積み作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、みそ製造（みそ製造作業※）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋

- (3) 塗装作業)、義肢・装具製作(義肢製作作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)単一等級
- (4) バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)3級
- 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業※)、冷凍空調機器施工(冷凍空調機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、化学分析(化学分析作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)
- ※ みそ製造(みそ製造作業)及び電気機器組み立て(シーケンス制御作業)は、学科試験のみ実施する。

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって実施。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円
- (イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者)及び(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき200円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は第66条の後の後期課程に限る。))、特別支援学校(同法第76条第2項の高等学校に限る。))、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(エ)において同じ。)である受検者(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和2年(2020年)12月4日(金)から令和3年(2021年)2月21日(日)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和2年(2020年)11月27日(金)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1級及び2級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工	令和3年(2021年)1月24日(日)
3級	電気機器組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、	令和3年(2021年)1月31日(日)

	パン製造	
1級及び 2級	金型製作、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
3級	造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	
1級及び 2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、義肢・装具製作	令和3年(2021年) 2月7日(日)
3級	機械検査、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図	
3級	機械加工、仕上げ、電子機器組立て、化学分析、フラワー装飾	令和3年(2021年) 2月11日(木)
1級及び 2級	造園、機械加工、家具製作、石材施工、フラワー装飾	令和3年(2021年) 2月14日(日)
3級	金属熱処理	

ウ 実施場所  
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期間

令和2年(2020年)10月5日(月)から令和2年(2020年)10月16日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請書は、令和2年(2020年)10月16日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、技能検定を中止又は延期した場合には、本人の申し出により受検手数料を返還する。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、令和3年(2021年)3月19日(金)に熊本県ホームページに公表する。

- (2) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が令和3年(2021年)3月19日(金)以降に書面で通知する。
  - (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章及び3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他  
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第524号**

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区理事長本田健二から令和2年(2020年)4月30日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年(2020年)8月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第525号**

宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長本崎弘から令和2年(2020年)4月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年(2020年)8月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第526号**

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区理事長稲津俊徳から令和2年(2020年)4月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年(2020年)8月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第527号**

熊本市に事務所を置く加勢川土地改良区理事長志柿茂喜から令和2年(2020年)4月20日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年(2020年)8月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第528号**

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和2年度(2020年度)における保安林の皆伐による立木の伐採につき第3回分としての森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次とおり公表する。  
令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林 計画区及び緑川地域森 林計画区	菊池川水源かん養保安林	477.76
	菊池川土砂流出防備保安林	49.80
	菊池川干害防備保安林	5.73
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	629.48
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	56.83

	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	82.36
	小国地区土砂流出防備保安林	25.71
	大野川水源かん養保安林	81.34
	大野川土砂流出防備保安林	6.29
	緑川水源かん養保安林	686.53
	緑川土砂流出防備保安林	57.67
	緑川干害防備保安林	0.94
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	53.86
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	10.02
	宇城地区水源かん養保安林	229.78
	宇城地区土砂流出防備保安林	16.88
球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	951.89
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	24.19
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	334.89
	城南地区土砂流出防備保安林	85.16
	球磨地区水源かん養保安林	3,459.45
	球磨地区土砂流出防備保安林	510.56
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	395.12
	天草地区土砂流出防備保安林	147.86
	天草地区保健保安林	62.10

**熊本県公告第529号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
熊本県環境センター(以下「環境センター」という。)
- (2) 所在地  
水俣市明神町55番1号
- (3) 施設の規模等  
ア 敷地面積 37,479平方メートル  
イ 主な建物 環境センター(鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル)
- (4) 施設の概要  
エコ・ステージ、環境シアター、情報プラザ、会議室等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕(保守点検、植栽管理、清掃、警備及び修繕)に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定期間

令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び取引先による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面
- (エ) 熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
- (2) 申請書の提出先  
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁行政棟新館5階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2266（直通）
- (3) 提出期間及び提出方法  
令和2年（2020年）9月24日（木）から令和2年（2020年）10月1日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。持参又は郵送に限り、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本13部（副本については、写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定  
令和2年（2020年）10月中旬又は下旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付及び掲載  
令和2年（2020年）9月1日（火）から令和2年（2020年）10月1日（木）までの間に、5の(2)に掲げる場所で交付及び県ホームページに掲載する。
- 8 現地説明会
- (1) 日時  
令和2年（2020年）9月10日（木）午後1時30分から
- (2) 場所  
熊本県環境センター 2階 会議室
- (3) 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)の提出先にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限を守らなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- 11 問合せ先
  - 5の(2)に同じ。

**登載依頼**

**熊本県文化財保護審議会公告第32号**

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

令和2年(2020年)9月1日

熊本県文化財保護審議会 会長 山尾 敏孝

- 1 開催日時
  - 令和2年(2020年)9月15日(火曜日)午後1時30分から
- 2 開催場所
  - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 協議事項
    - ア 県指定文化財候補について
  - (2) 報告事項
    - ア 平成28年熊本地震被災文化財の復旧状況について
    - イ 令和2年7月豪雨における文化財の被害について
      - a 文化財の被害状況
      - b 県からの復旧支援状況
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
  - 5人
- 5 傍聴手続
  - 会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴における留意事項
  - 報告事項のみを公開する。
- 7 問合せ先
  - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査班
  - (電話096-333-2706)